

②普通徴収(口座振替または役場や金融機関での窓口納付)

特別徴収に該当しない方は、町へ直接納めていただきます。口座振替の手続きが済んでいる方には「介護保険料額決定通知書」をお送りします。

口座振替の手続きをされていない方には「納付書」を併せて郵送しますので、役場会計室または指定金融機関、代理金融機関の窓口で、直接納めてください。

*この「介護保険料額決定通知書」および「納付書」は年1回の発行となります。再発行することができませんので大切に保管してください。特にシルバーパスの新規発行および更新の際に、「所得確認書類」として使用できます。

*65歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者が次のような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。

①震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

②死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

③事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき

④干ばつなどによる農作物の不作、不漁などの理由により収入が著しく減少したとき

【介護保険料を納めないでいると・・・】

◆1年以上滞納すると⇒利用者負担をいったん全額負担(申請後、保険給付分を払い戻し)

◆1年6か月以上滞納すると⇒保険給付分の一部または全部が差し止め

◆2年以上滞納すると⇒利用者負担が1割から3割に変更・高額介護サービス費などが受給不可

【相談窓口はこちら】

※保険料の賦課については、福祉保健課 ☎ 83-2777

※保険料の納付相談については、住民課 ☎ 83-2190

歯科健康診査(歯周疾患検診)のお知らせ

町では、歯の喪失原因となる歯周病などの歯周疾患を早期に発見しその進行を防ぎ、歯の健康を保つために、町内の歯科医師による健康診査をつぎのとおり実施しています。

〔対象者〕町内に住所を有する方で、令和7年4月1日現在、20歳以上の方

〔内容〕問診・口腔内検査・予防指導 〔費用〕無料

〔実施期間〕令和8年3月31日(火)まで 〔回数〕1回

〔実施医療機関〕古里歯科診療所 ☎ 85-2366

〔診療日〕

曜日	午前	午後
月	9:00～正午	3:00～5:30
水	9:00～正午	3:00～5:30
金	9:00～正午	3:00～5:30
日	9:00～正午	×

*火曜日、木曜日、土曜日は休診日となりますのでご注意ください。

〔申込方法〕実施医療機関に直接、電話でお申し込みください。(※診療時間内のみの対応)

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777